

介護保険料のお知らせ  
令和3年度から介護保険料額が変わります

豊頃町の  
基準保険料額

月額 4,815円  
(年額 57,700円)

65歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では、市町村ごとに高齢者人口、要介護(要支援)認定者数、介護サービス費用などを推計し、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。  
この計画をもとに、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を算定しています。

あなたの介護保険料は？

介護保険料は、所得状況に応じて次の9つの区分に分けられます。

令和3年度介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	月額 4,815円	× 0.3	17,400円/年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.5	28,900円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が120万円を超える方		× 0.7	40,500円/年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下の方		× 0.87	50,200円/年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超える方		× 1.0	57,700円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方		× 1.2	69,300円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		× 1.3	75,100円/年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		× 1.5	86,600円/年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方		× 1.7	98,200円/年

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です(障害年金・遺族年金は含まれません)。  
※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

特別徴収と普通徴収

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き(特別徴収)されます。  
徴収額は、4・6・8月には前年度2月(令和3年2月)の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め(仮徴収)、10・12・2月は令和3年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます(普通徴収)。普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

こんな時は普通徴収になります

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。  
○年度途中で65歳になったとき ○他の市町村から転入したとき  
○年金支給が一時差し止めになったとき  
○前年度2月(令和3年2月)に保険料が天引きされていないとき など

介護保険料の納付方法

問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎574・2214

国民年金からのお知らせ

あなたも年金を増やしませんか？

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方はサラリーマンや公務員(第2号被保険者)のように、国民年金に上乗せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』の仕組みとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金に加入できる方は国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方(農業者年金加入者を除く)および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金(給付)の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、全国国民年金基金北海道支部まで。  
フリーダイヤル ☎0120(65)4192に直接ご連絡ください。

免除の承認を受けた年度の保険料を  
令和4年3月31日までに追納する場合の月額

年 度	全額免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成23年度	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年度	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年度	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年度	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年度	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年度	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年度	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
令和元年度	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年度	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

※平成30年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で780,900円です。老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されるメリットもあります。

1 付加年金 ～ちよっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

このように、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば…

付加保険料を10年間(120月)納付したとします。

【納めた総額】  
400円×120月=48,000円

【1年間に支給される額】  
200円×120月=24,000円

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？

～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること(追納)により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

今年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。原則、古い期間の保険料から納めることになります。

申込み  
問合せ先 付加年金・追納 ⇒ 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155(25)8113  
国民年金基金 ⇒ 全国国民年金基金北海道支部 ☎0120(65)4192

▽介護保険料のお知らせ  
広報とよころ

役場だより

▽国民年金からのお知らせ  
広報とよころ

役場だより